

**事業系一般廃棄物の減量化・資源化および適正処理のために
【事業系一般廃棄物に係る減量化等計画書作成の手引き】**

平成 26 年 4 月作成
令和 8 年 4 月改訂

彦根市

目 次

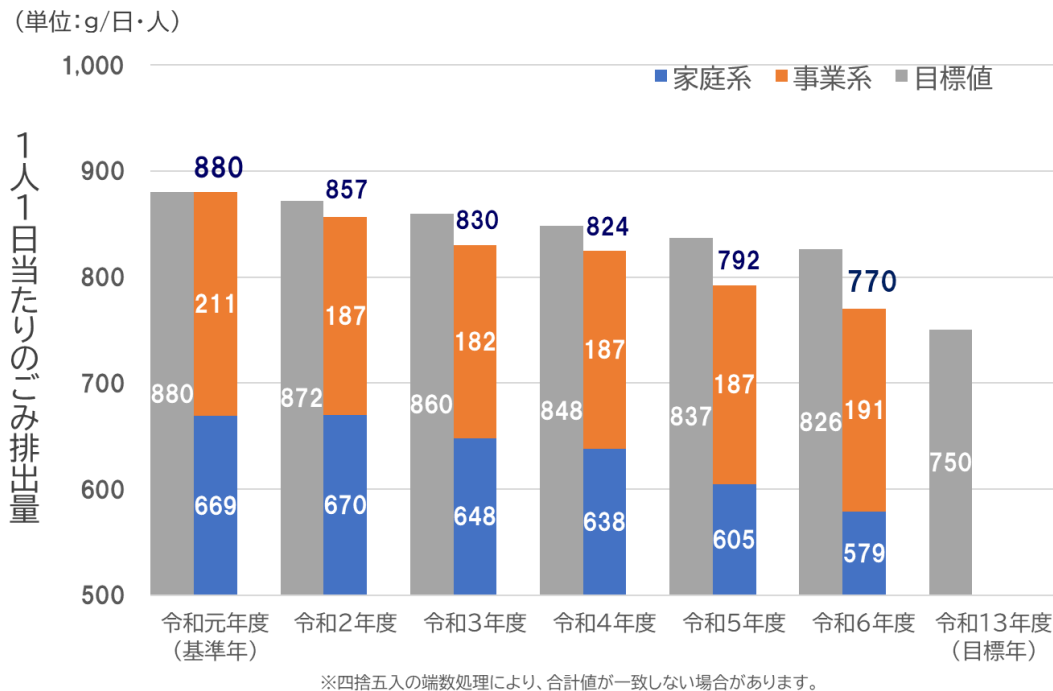
1	彦根市における事業系一般廃棄物の現状	3
2	彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱について	
	(1) 事業所の責務	3
	(2) 対象事業者	4
3	減量化等計画書作成の手引き	
	(1) 事業系一般廃棄物管理責任者の選任	4
	(2) 減量化等計画書の作成	4
	(3) 実行	5
	(4) 実施状況の点検・見直し	5
4	排出量、資源化量の把握方法	5
	(1) 重量の実測による把握	5
	(2) 保管容器の容量、数量による把握	5
	(3) 購入量による把握	5
	(4) 収集運搬許可業者、資源回収業者等への問い合わせによる把握	6
5	管理責任者選任(変更)届および減量化等計画書の提出方法	6
	【関係法令】	7

1 彦根市における事業系一般廃棄物の現状

本市では、令和4年3月に「彦根市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(以下、「計画」という。)を策定し、1人1日当たりのごみ排出量の目標を、「令和13年度に、令和元年度実績値から15%の減量」としています。

令和元年度からの1人1日当たりのごみ排出量をみると、家庭系一般廃棄物が減少傾向である中、事業系一般廃棄物は令和3年度以降、増加傾向にあります。

計画では、事業者が実施するごみ減量の方策として、「生産・流通・販売におけるごみ排出抑制」、「紙類の排出抑制・再生利用の促進」、「食品廃棄物リサイクルの推進」の3つの取組を示しています。また、近年、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」や「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、事業者におけるごみの減量化、資源化の推進が求められています。



2 彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱について

(1) 事業所の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業所はその事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理すること(第3条第1項)、廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めること(同条第2項)、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保

等に関し国・県・市町村の施策への協力（同条第3項）などが義務付けられています。

本市では、事業系一般廃棄物の発生の抑制、適正な分別および保管、再生利用等による減量化および資源化を推進し、もって快適な都市環境の創出の実現に資するため、平成26年4月1日に「彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）を施行しました。本指導要綱では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第5項の規定に基づく事業者に対する事業系一般廃棄物減量化等計画書（以下「減量化等計画書」という。）の作成その他必要な事項についての指示に関し、必要な事項を定めています。

(2) 対象事業者

次のいずれかに該当する事業者が対象です。

- ア 月平均5,000kgを超える事業系一般廃棄物を排出する事業者
- イ 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗を営む事業者
- ウ その他市長が必要と認める事業者

3 減量化等計画書作成の手引き

(1) 事業系一般廃棄物管理責任者の選任

対象事業者は、次の業務を行う者として、事業系一般廃棄物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を選任し、選任の日から14日以内に「彦根市事業系一般廃棄物管理責任者選任(変更)届」（以下「管理責任者選任(変更)届」という。）を提出してください。また、管理責任者に変更があったときは、変更の日から14日以内に管理責任者選任(変更)届を提出してください。

- ア 事業系一般廃棄物の種類、排出量、処理方法等の把握
- イ 事業系一般廃棄物の減量化等に係る市との連絡調整
- ウ その他事業系一般廃棄物の減量化等の推進

(2) 減量化等計画書の作成

- ア 現状把握

- ・ 廃棄物の種類ごとの発生量はどれくらいか。
 - ・ 廃棄物の保管場所はどこで、どれくらいの面積があるか。
 - ・ 廃棄物の処理方法は把握しているか。
- イ 減量化、資源化の検討
- ・ リデュース（発生抑制）が可能なものはないか。
 - ・ リユース（再使用）が可能なものはないか。
 - ・ リサイクル（資源化）が可能なものはないか。
- ウ 減量化、資源化の方法の決定と減量化等計画書の作成
- ・ 計画期間は、4月1日から翌年3月31日の1年間です。
 - ・ 毎年度、減量化等計画書を作成し、毎年6月末までに市に提出してください。

(3) 実行

- ア 従業員等に分別方法・回収日などの周知・啓発を行う。
- イ 必要に応じて、廃棄物減量、資源化に関する掲示や研修会等を実施する。

(4) 実施状況の点検・見直し

- ア 廃棄物の種類・発生量を継続的に把握する。
- イ 廃棄物の減量効果・取組状況を点検し、問題点があれば改善策を検討する。

4 排出量、資源化量の把握方法

(1) 重量の実測による把握

(2) 保管容器の容量、数量による把握

保管容器ごとの廃棄物種別、容量から満杯時の平均的な重量をあらかじめ設定し、排出回数等を記録し、重量を求める方法

(3) 購入量による把握

1か月あたりの購読数、購入数により重量を求める方法（新聞、コピー用紙等）

(4) 収集運搬許可業者、資源回収業者等への問い合わせによる把握

5 管理責任者選任(変更)届および減量化等計画書の提出方法

(1) 提出方法

生活環境課窓口（市役所本庁舎 2 階）、郵送、FAX、電子メール

(2) 提出先

彦根市 市民環境部 生活環境課 ごみ減量・資源化推進室

住所 彦根市元町 4 番 2 号

電話 0749-30-6116 FAX 0749-27-0395

E-mail gomigenryou@ma.city.hikone.shiga.jp

【関係法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（市町村の処理等）

第六条の二

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（事業者及び消費者の責務）

第四条 事業者及び消費者は、繰り返して使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。

大規模小売店舗立地法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

（基準面積）

第三条 基準面積は、政令で定める。

2 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その生活環境から判断して、前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要かつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。

3 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

大規模小売店舗立地法施行令（抜粋）

（一の建物）

第一条 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第二条第二項の一の建物として政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）

二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物

三 一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

（基準面積）

第二条 法第三条第一項の政令で定める面積は、千平方メートルとする。